

株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険の新規業務
に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集の結果

平成19年12月20日

郵政民営化委員会事務局

1 株式会社ゆうちょ銀行のクレジットカード業務、変額個人年金保険等生命
保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務に関する郵政民営化委員会の調査
審議に向けた意見募集の結果

提出順	提出者	
1	農林中央金庫	※
2	全国銀行協会	※
3	在日米国商工会議所	1頁
4	社団法人 全国信用金庫協会	※
5	社団法人 全国地方銀行協会	※
6	全国生命保険労働組合連合会	5頁
7	全国共済農業協同組合連合会	9頁
8	社団法人 第二地方銀行協会	※
9	社団法人 全国信用組合中央協会	※

2 株式会社かんぽ生命保険の法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直し
に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集の結果

提出順	提出者	
1	社団法人 生命保険協会	※
2	全国生命保険労働組合連合会	7頁
3	全国共済農業協同組合連合会	9頁

※印は、意見提出者からのヒアリングで配布していることから、省略。

金融庁長官および総務大臣に対する
株式会社ゆうちょ銀行の新規業務の開始認可申請の概要に関する
在日米国商工会議所（ACCJ）コメント

ACCJはここに、郵政民営化委員会による11月28日付意見募集に応じ、クレジットカード業務、変額個人年金保険等の募集および住宅ローン等の代理業務等に関するパブリック・コメントを提出する次第である。ゆうちょ銀行の2007年11月26日付認可申請の概要（以下「本概要」）を参照のこと。

ACCJは、ゆうちょ銀行（「ゆうちょ」）の民営化構想の実現、つまり市場主義、市場原則のもとでの運営に向けた努力を支持している。ゆうちょが適切な状態で上記のようなサービスを提供できるようになれば、利用者の利便性も選択肢の幅も向上すると思われる。

ACCJが今回提出するコメントは、活力と競争力に富む市場を生みだし、さらには利用者の選択肢と利便性を確保するという目標を促進することを目指している。

本概要における住宅ローン、カードローンおよび目的別ローンの代理業務認可について

ゆうちょが他金融機関の商品の代理業務認可を申請したことで、利用者の利便性も選択肢の幅も向上する可能性がある。ゆうちょが持つ全国的な広い販売網を通じて、農村部に住む利用者など、金融商品の多様な選択の幅の恩恵を今まで享受してこなかった利用者にはこのような商品の提供が可能になると思われる。

ACCJがかねてから日本郵政に対し保持してきた立場と同じく、ゆうちょの新規業務に関する決定は、同種の商品を提供する事業者に公正な市場競争をさせるという対等な競争条件の原則に沿ったものでなければならないと考える。実際、対等な競争条件の確保と既得特権の排除以前にゆうちょが新商品を拡充することは、「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」で定められ、世界貿易機構（WTO）のもとで日本に求められている義務に違反することになるとACCJはかねてより勧告してきた。（ACCJのビジネス白書第5章A(iii)(1)を参照のこと。）

ゆうちょの販売網の利用を金融庁の監督下にある企業につき拡大しようという努力は、同等な競争条件の確保において重要な要素であると同時に、重要な第一ステップでもある。他金融機関の商品につき代理業務を行うにあたり、ゆうちょが金融庁の監督下にある企業を選択する際には、透明で公正な市場原則に則り、非差別的に選択すべきであるとACCJは勧告する。この認可申請の目的が市

場参入者の選別ではない点をACCJは理解しているが、国営事業として長年与えられた特権と庇護の下に獲得した規模と市場競争力とをゆうちょに濫用させないようにすることを確保するための段階的手続が必要であると考え。そのためには、ゆうちょの申請認可によって、競合する民間金融サービス企業の一部だけにゆうちょの恩恵がもたらされるようであってはならない。代理業務の提携先を選ぶにしても、例えば紹介料の額といった透明な市場原理の要素に基づき選択され、非差別的な条件で利用できるようにすべきである。

たとえば、銀行だけでなく、貸金業登録業者は、住宅ローンやカードローンを取り扱うことができる。これらの商品は、銀行が取り扱おうが、法律上認められた他の業者が取り扱おうが、本質的に大差はなく、競合する。認可申請の内容からすると、銀行商品だけの代理販売をゆうちょが行うこととなり（本概要の「住宅ローン等の代理業務」の1を参照のこと）、利用者の選択肢が限られてしまう。さらに、そのようにゆうちょの業務を限定することは、規制監督の目的からも意味がない。なぜならば、商品を提供している金融機関はすべて規制当局（この場合は金融庁）の総合的な監督下におかれているからである。規制上の対等な競争条件を実現し、利用者に最大の選択肢と利便性を確保するという両方の目的を達成するためには、ゆうちょが銀行だけでなく法律上認められた他の業者の商品も取り扱うことが望ましい。ゆうちょがそのような商品を取り扱うことにつき法的な制限があるのであれば、取り払うべきである。

本概要におけるクレジットカード業務認可について

ゆうちょのクレジットカード業務認可申請が認められれば、ゆうちょの自社商品をまったく新規の分野に拡大することとなる。クレジットカード業務の認可により、他金融機関の商品を取り扱うだけでなく、自社の金融商品を売り出して民間の金融サービス企業と正面から競争できるようにもなる。このような認可の結果、金融業界における競合の激化という問題だけでなく、ゆうちょ自身の健全性への影響といった問題が生じる。その点に留意しつつ、認可にあたっては、以下の概要のような対策が施されることを条件とすべきである。

ゆうちょは今まで、クレジットローン業務を扱ったことがない。リスク管理は与信管理に不可欠な専門的ノウハウであり、クレジットカードの発行会社の多くは専門的なノウハウを蓄積し、リスク管理と複雑な規制につきコンプライアンスを担当する人材の確保を行ってきた。ゆうちょが適切なリスク管理ルールを遵守できないようであれば、利用者、競合他社そしてゆうちょ自身が結局被害を受けることになる。ゆうちょが既存の市場参入者が従っている健全性のための規範を実践した経験もなしにクレジット商品を拙速に導入すれば、競合他社が損害を被るおそれがある。なぜならリスク管理ルールの遵守が重要なセーフティーネットとして機能する一方、そのノウハウの蓄積には費用も時間もかかるためである。また、自分の収入レベルと信用水準に見合わない与信により、利用者も損害を被る可能性がある。さらには、審査業務の不適切さやばらつきのために高い損

失率を出すような融資ポートフォリオの構築が許されれば、ゆうちょ自身が損害を被ることになりかねない。ゆうちょの巨大な規模と日本の金融業界におけるシステミックな見地からの重要性からすれば、ポートフォリオの質に深刻な問題が生じてゆうちょに損失が発生した場合には、結果として金融界全体を揺るがすことも考えられる。1990年代のバブル崩壊後に銀行が直面した不良債権危機のような状況が発生する可能性すらある。ゆうちょに問題が発生すれば、ゆうちょ救済に政府は資金を投入しなければならないだろう。

このような懸念を払拭する方法としては、次のようなものが挙げられる。すなわち、重大な損害が発生するリスクを最小限に抑えるために、ゆうちょが残高を増やすにあたっては徐々にこれを行うものとし、かつ、残高に応じたシステムを構築し、経験を蓄積していることを証明できる場合に限り、残高を増やすことができるべきである。また、新規の業務分野の財務面や与信業務面を管理するために必要なインフラ整備が確実に進められていることや、巨大な新規市場参入者を適切に監督する体勢が整っていることなども必要である。とくに、公表された資料（本概要の「クレジットカード業務」の3(2)を参照のこと）を見る限りでは、ゆうちょはリスク管理の社内体制を備えているようであるが、認可申請の内容全体が公開され、ゆうちょのリスク管理インフラでクレジットカード業務に関わるリスクに対処できるかどうかを誰もが評価できるようにすべきである。

ゆうちょの安全性と健全性の問題に加え、競争の公正性と、ゆうちょと民間の競合金融サービス企業との間の対等な競争条件の確保の点も懸念される。このような対等な競争条件を確保することは、郵政民営化法2条自体に定められている。さらに、第44回日米財界人会議の共同声明の5項（郵便貯金事業および保険事業が民間部門に不公正な不利益をもたらさないようにするためには、対等な競争条件を確保することが重要である。したがって、日本郵政グループによる新規の業務または商品分野への参入認可手続きが欠かせない）も参照されたい。

ゆうちょは、国営事業として長年与えられた特権と庇護の下に築かれた多くの既得特権を享受し続けている。そのような既得特権の中でも、競争をゆがめる効果を持ち得るのは、政府保証の上に積み上げられたゆうちょの巨大な預金ベースを背景にした有利な資金調達コスト、2万か所を上回る全国規模の支店網及び200,000名以上の職員を擁する日本郵政グループ企業の支援と内部相互補助の可能性、そして多くの地方都市における圧倒的な市場競争力である。ゆうちょがこのような有利な立場を濫用すれば、他の金融機関に深刻なダメージを与えるおそれがある。

むしろ、適切に行われれば、ゆうちょのクレジットカード市場への参入による競争促進効果が期待できるのであり、ACCIは申請認可に対して異を唱えるものではない。むしろ、ゆうちょのクレジットカード業界への参入は、競争の不正性から生じるリスクを軽減するような対策を条件とすべきと考える。かかる対

策としては、グループ内相互補助をなくし、グループ企業間でのサービス（たとえば、郵政グループの職員によるゆうちょ商品のマーケティングの場合など）につき、ゆうちょに対等な当事者間を前提とした市場価格を支払わせるために、日本郵政グループ企業との契約の一切を見直すこと、政府の庇護の下に積み上げられたゆうちょの巨大な預金ベースによる優位性による影響を埋め合わせ、市場原理に基づく資金調達コストを支払うこと、国営事業として長年与えられた特権と庇護の下に獲得されたゆうちょの規模と市場競争力の濫用に対する予防策を施したうえで事業計画が実施されるべく公正取引委員会が慎重な検討を行うこと、などが挙げられる。

ゆうちょのクレジットカード業務申請の認可はまた、信用調査機関の利用と報告、豊富なクレジットカード業務経験を持つリスク管理担当者の確保、不正発見システムの導入、十分な引当金準備の確認といった、適切な与信システムの確保を条件とすべきである。

最後になるが、行政手続法上必要とされていないにもかかわらず、パブリック・コメントが募集されていることをACCJは歓迎する。しかしながら、パブリック・コメントの募集期間が短いと考えている。十分な時間があれば、外資系企業を含む民間部門が十分に認可申請を分析して詳細なコメントを作成できたのではないかと考えている。また、認可申請の概要だけでなく、認可申請の内容全体がパブリック・コメントのために公表されるべきである点についても付言したい。新規業務計画の検討を意義深いものにするためには、概要だけでなく、詳細な情報が必要である。

2007年12月18日

郵政民営化委員会事務局

「意見募集（銀行）」係 御中

全国生命保険労働組合連合会

中央執行委員長 高井 豊

「ゆうちょ銀行の変額個人年金保険等生命保険募集業務」の新規業務の認可申請に対する意見

生保労連では、予てより「簡保事業は設立当初の目的を果たしており縮小・廃止すべきであり、次善の策として簡保事業を廃止せず事業存続をおこなう場合（民営化の場合）には、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化をはかる必要がある」と主張してまいりました。

こうしたことから、新規業務等の認可については、「他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を十分に踏まえる必要があり、少なくとも政府による株式保有が解消される等、国の関与が完全に断ち切られない限り、認めるべきではないと考えております。

今般、株式会社ゆうちょ銀行（以下、ゆうちょ銀行）から、クレジットカード業務、変額個人年金等生命保険募集業務及び住宅ローン等の代理業務を内容とする新規業務に関する認可申請が、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣に対して提出されておりますが、上述のスタンスに基づき、「公正・公平な競争条件の確保」および「生命保険事業の健全な発展」の観点から、生命保険産業に働く者の立場より、下記の通り意見を申し述べさせていただきます。

なお、郵政民営化にあたっては、「経営の自由度の拡大」が「民業圧迫」を招くことなく推進されることが重要とされておりますが、その点、貴委員会は極めて重要な役割を担っているものと認識しており、かかる観点から、慎重に審議されることを切に要望いたします。

加えて、生保労連では、消費者に絶大な影響力を有する銀行が保険を販売することについては、「圧力販売」や「預金・決済情報の流用」等の消費者保護上の問題を惹起する懸念が極めて高いことから、消費者保護の観点より反対しております点、併せて付記させていただきます。

記

1. 「ゆうちょ銀行の変額個人年金等生命保険募集業務に関する認可申請」について

<意見>

- ・ゆうちょ銀行の変額個人年金等生命保険募集業務認可申請については、平成19年10月以

降の移行期間において、少なくとも政府による株式保有の解消等を通じた完全な民営化がはかられない限り、認可すべきではないと考えます。

- ・また、ゆうちょ銀行において十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等がはかられない限り、変額個人年金等、リスク性の高い商品を取り扱うことは認めるべきではないと考えます。

<理由>

- ・政府による株式保有等、国の信用・関与が残る間は、ゆうちょ銀行と民間との公正・公平な競争条件は保たれておらず、民間生命保険会社および民間銀行と競争条件を完全に同一とした完全民営化がはかられない中で、ゆうちょ銀行の変額個人年金等生命保険募集業務は認めるべきではありません。
- ・変額年金保険は、契約者のリスク負担も想定されることから、金融機関には金融商品取引法等を踏まえた保険の募集・管理態勢等の整備・強化等が求められているものと受けとめています。一方、民営化にあたってゆうちょ銀行はリスク管理態勢等の整備等の取組みを進めている段階であり、消費者保護の観点からも、変額個人年金等生命保険募集業務を認めることは拙速であり適切ではありません。

以 上

2007年12月18日

郵政民営化委員会事務局

「意見募集（保険）」係 御中

全国生命保険労働組合連合会

中央執行委員長 高井 豊

「かんぽ生命保険の法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直し」の認可申請に対する意見

生保労連では、予てより「簡保事業は設立当初の目的を果たしており縮小・廃止すべきであり、次善の策として簡保事業を廃止せず事業存続をおこなう場合（民営化の場合）には、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化をはかる必要がある」と主張してまいりました。

こうしたことから、新規業務等の認可については、「他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を十分に踏まえる必要があり、少なくとも政府による株式保有が解消される等、国の関与が完全に断ち切られない限り、認めるべきではないと考えております。

今般、株式会社かんぽ生命保険（以下、かんぽ生命）から、法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直しを内容とする新規業務に関する認可申請が、内閣総理大臣（金融庁長官）及び総務大臣に対して提出されておりますが、上述のスタンスに基づき、「公正・公平な競争条件の確保」および「生命保険事業の健全な発展」の観点から、生命保険産業に働く者の立場より、下記の通り意見を申し述べさせていただきます。

なお、郵政民営化にあたっては、「経営の自由度の拡大」が「民業圧迫」を招くことなく推進されることが重要とされておりますが、その点、貴委員会は極めて重要な役割を担っているものと認識しており、かかる観点から、慎重に審議されることを切に要望いたします。

記

1. 「かんぽ生命の入院特約の見直しに関する認可申請」について

<意見>

- ・かんぽ生命の入院特約の見直しについては、平成19年10月以降の移行期間において、少なくとも政府による株式保有の解消等を通じた完全な民営化がはかられない限り、「公正・公平な競争条件の確保」の観点から、認可すべきではないと考えます。
- ・また、「生命保険事業の健全な発展」の観点から、かんぽ生命の入院特約の見直しは、十分かつ適切な募集・管理態勢の整備等がはかられたことを確認したうえで、認可すべきと考えます。

<理由>

- ・かんぽ生命の入院特約の見直しの認可にあたっては、郵政民営化法に規定されている通り「他の金融機関との間の競争関係に影響を及ぼす事情」等を十分に踏まえられることを要望します。
- ・この点、政府による株式保有等が残る間は、公正・公平な競争条件は保たれておらず、民間生保と競争条件を完全に同一とした完全民営化がはかられない限り、かんぽ生命の入院特約の見直し等の新規業務を安易に認めるべきではありません。
- ・また、株式上場に向け市場の高い評価を得ていくことが入院特約の見直しの目的とされていますが、お客さまや社会からの信頼や評価を確保するためには適正な保険の募集・管理態勢等の確立が最優先と考えます。かかる観点からも、現段階において、既存の入院特約の見直しを認めることは拙速であり適切ではありません。

2. 「かんぽ生命の法人向け商品の受託販売に関する認可申請」について

<意見>

- ・かんぽ生命の民間商品の受託販売については、平成19年10月以降の移行期間において、少なくとも政府による株式保有の解消等を通じた完全な民営化がはかられない限り、認可すべきではないと考えます。

<理由>

- ・現在、かんぽ生命の取扱う保険商品は、民業圧迫を回避する観点から、旧公社の簡易保険と同様の範囲に限定されております。
- ・かんぽ生命保険が、民間生保から法人向け商品を受託して販売することは、商品範囲や保険金額の限度額等の制限が実質的に撤廃されることと同義と考えられ、民営化にあたり「イコールフットINGの確保」に配慮するとの本来の趣旨に反するものと考えます。

以 上

平成 19 年 12 月 18 日

郵政民営化委員会事務局 御中

全国共済農業協同組合連合会

**「かんぽ生命保険の法人向け商品の受託販売及び入院特約の見直しに関する
郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」**

**「ゆうちょ銀行のクレジットカード業務、変額個人年金等生命保険募集業務及び
住宅ローン等の代理業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集」
についての意見**

標記の件につきまして、下記により意見させていただきますので、かんぽ生命保険及びゆうちょ銀行より内閣総理大臣及び総務大臣へ認可申請された新規業務の実施にかかる、貴委員会での今後の調査審議に際しまして、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. かんぽ生命保険の新規業務について

かんぽ生命保険については、簡易生命保険が国営・国家保証のもとで培った強大な顧客基盤(約 2,800 万世帯・世帯加入率 5 割超)の承継や、間接的な政府出資に起因する「暗黙の政府保証イメージ」による信用補完の可能性などの影響が懸念されるため、新規業務の実施については、郵政民営化法に「内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない」と定められ、政府の国会答弁でも「株式処分等国の関与の度合いの低減に応じ、民営化委員会の意見を聞きながら、段階的に新規業務を認める」とされております。

現時点においては、民営化直後ということもあり、株式処分等の「国の関与の度合いの低減」は認められません。

したがって、今般、かんぽ生命保険より認可申請がありました新規業務について、その実施を認めることは、妥当でないと考えます。

【 政府国会答弁 抜粋 (平成 17 年 10 月 6 日 衆議院本会議 竹中大臣) 】

- 「～前略～金融二社については、やはり規模の問題のほかにも、政府出資による国の信用、関与など競争上の優位性があると考えられますので、法案におきましては、～中略～株式処分等、国の関与の度合いの低減に応じイコールフットイングを確保しつつ、民営化委員会の意見を聴取の上、段階的に規制緩和していくこととするなど、民業圧迫とならないよう配慮している」
- 「～前略～金融二社につきましては、株式処分等国の関与の度合いの低減に応じまして、民営化委員会の意見を聞きながら主務大臣が段階的に新規業務を認めていく」

2. ゆうちょ銀行の新規業務について

かんぽ生命保険が取り扱っていない生命保険関連業務を、ゆうちょ銀行や郵便局会社が実施することは、実質的に、かんぽ生命保険の新規業務実施と同等の効果を持つおそれがありますので、実施の可否については、かんぽ生命保険と同様の視点から検討される必要があります。

ゆうちょ銀行についても、かんぽ生命保険と同様に、現時点では、株式処分等の「国の関与の度合いの低減」は認められません。

したがって、今般、ゆうちょ銀行より認可申請がありました新規業務のうち、変額個人年金等生命保険募集業務について、その実施を認めることは、妥当でないと考えます。

また、「変額個人年金等生命保険募集業務」とあり、「変額個人年金保険」以外の保険商品の取り扱いを含むとも解しうる表現となっておりますが、もし、他の生命保険商品も取扱うのであれば、完全民営化前においては、事前に全て公表される必要があると考えます。

3. その他

なお、郵便局会社の生命保険関連業務の実施についても、2. で述べたゆうちょ銀行の生命保険関連業務の実施にかかる問題と同様の問題があることに配慮する必要があると考えます。

以 上